

独立行政法人大学入試センター運営審議会規則

〔平成13年4月1日〕
規則第9号

改正 平成14年3月29日規則第11号

独立行政法人大学入試センター運営審議会規則

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）に、理事長の諮問に応じ、センターの事業計画その他重要事項について審議するため、運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 審議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員の選考に関する事項は、別に定める。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期を満了する日が年度の途中となる場合は、在任期間が1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長等)

第4条 審議会に議長及び副議長を置き、委員がそれぞれ互選する。

2 議長は、審議会の会務を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたとき、又は事故があるときは、前項の職務を代行する。

(審議会の招集)

第5条 審議会は、理事長の求めに応じ、議長が招集する。

(定足数及び議決)

第6条 審議会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項において、出席できない委員は、書面をもって表決をなし、又は他の委員に表決を委任することができるものとし、この場合は出席したものとみなす。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。